

※市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律(平成22年法律第10号)による改正後

➤ 平成の合併(平成11年4月～平成22年3月)後においても、平成22年改正後の現行合併特例法により、市町村合併の円滑化のために以下の措置を設けて、行財政基盤強化のため自主的に合併を選択する市町村を支援。

○ 議会の議員の定数又は在任に関する特例(第8条・第9条)

<定数特例> 編入合併の場合、人口に応じて合併市町村の議会の議員の定数を増加し、編入される旧市町村の区域ごとに選挙区を設けて定数を配分することができる。

<在任特例> 合併後の一定期間に限り、旧市町村の議員が新市町村の議員として在任することができる。
(編入合併の場合は編入先市町村議員の残任期間まで、新設合併の場合は合併後最大2年まで)

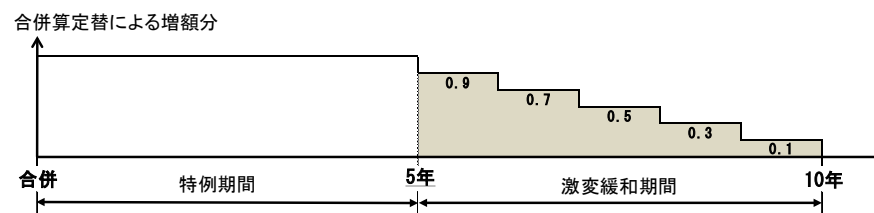
○ 地方税に関する特例(第16条)

合併に伴う住民の税負担の急激な増加を緩和するため、合併後5年度に限り、

- ① 不均一課税・課税免除をすることができる。
- ② 合併により人口30万以上となった場合であっても、引き続き事業所税を非課税とする。
- ③ 合併により三大都市圏の市となった場合、農地を宅地並課税の対象としない。

○ 合併算定替(第17条)

合併したことにより普通交付税が直ちに減少することは合併の阻害要因となることから、合併後一定期間は、旧市町村が存続したものとみなして普通交付税を算定(合算額を措置。)



○ 住民発議・住民投票(第4条・第5条)

- ・ 有権者の50分の1以上の者の連署をもって、市町村長に対して、合併協議会の設置の請求を行うことができる。
- ・ 当該請求が議会において否決され、かつ、市町村長が住民投票の請求をしなかった場合には、有権者の6分の1以上の連署をもって合併協議会の設置について住民投票の請求をすることができ、有効投票総数の過半数の賛成があった場合には、合併協議会を設置。

○ 合併特例区(第26条～第57条)

地域住民の声を行政運営に反映するために、合併前の旧市町村の区域に合併特例区(※)を設置することができる。

※ 旧市町村区域の事務を処理、法人格を有する、区長は必置、設置期間は5年以内、公の施設の設置管理可能、予算編成権あり。

➤ 平成22年4月1日施行。令和2年(平成32年)3月31日失効。